導入促進基本計画

1　先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

日本の人口推移は、平成２０年をピークとして、それ以後長期低落を続けてい

る。本市においては、それよりも早い平成７年（41,694 人）の段階でピークを迎えており、以後人口は減少の一途を辿っている。その傾向は、令和６年（31,815 人）に入っても歯止めがかかる気配はない。

若年世代が、就学や就職等をきっかけに市外へ流出したまま戻ってこない、という事情がその背景にあり、これが人口減少の主な要因になっているものと推察される。そのことからも、市内における「働く場の確保」が、何より不可欠であることが判る。

以上を踏まえ、本市にはこれまで市民が魅力を感じて就職し、安心して働ける職場環境の実現を企業に働きかけるなど、労働環境の整備の促進に対し側方支援を進めてきた。

本市には、地域の特性に根差した地場産業はあまり顕著ではないが、名古屋市の近郊（３０ｋｍ圏域）ということもあり、農村地帯にしては製造業が活発な地域である。中でも「プラスチック製品製造」「金属製品製造」「輸送用機械器具製造」の事業所は多く、本市地域経済の中核を形成している観がある。

本市の製造業の状況は、直近の経済センサス数値で、事業所数は令和３年１４７箇所（従業員５人以上の事業所対象)、従業員数４，０１３人となっており、平均従業員数は１社当たり約２７人と小規模な事業所が多い状況にある。

一方、小売業の状況は、直近の商業統計数値で、事業所数は令和３年３０４箇所、従業員数は１，３９２人となっているが、過去の推移に注目すると店舗数は減少傾向にある。卸売業においても、事業所数は４０箇所、従業員数は３１８人になっているが、こちらも事業所数、従業員数ともに減少傾向にある。

市内の中小企業において、人材不足や後継者不足は大きな課題であるが、こうした状況に追い打ちをかけるように、令和２年度からの新型コロナウイルス感染症が流行し、企業を取り巻く社会的・経済的環境はさらに厳しさを増した。

この状態を放置すると、市内の産業基盤が崩れかねない懸念も生じる。中小企業者の生産性を一律的に底上げすることで、人手不足に対応した事業基盤の構築を促すとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題と言える。

そこで、当市としては、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展に繋げていくこととした。日本の人口推移は、平成２０年をピークとして、それ以後長期低落を続けてい

る。本市においては、それよりも早い平成７年（41,694 人）の段階でピークを迎えており、以後人口は減少の一途を辿っている。その傾向は、令和２年（32,735 人）に入っても歯止めがかかる気配はない。

若年世代が、就学や就職等をきっかけに市外へ流出したまま戻ってこない、という事情がその背景にあり、これが人口減少の主な要因になっているものと推察される。そのことからも、市内における「働く場の確保」が、何より不可欠であることが判る。

以上を踏まえ、本市にはこれまで市民が魅力を感じて就職し、安心して働ける職場環境の実現を企業に働きかけるなど、労働環境の整備の促進に対し側方支援を進めてきた。

本市には、地域の特性に根差した地場産業はあまり顕著ではないが、名古屋市の近郊（３０ｋｍ圏域）ということもあり、農村地帯にしては製造業が活発な地域である。中でも「プラスチック製品製造」「繊維工業」「金属製品製造」の事業所は多く、本市地域経済の中核を形成している観がある。

本市の製造業の状況は、直近の工業統計数値で、事業所数は令和２年１５７箇所（従業員４人以上の事業所対象）、従業員数４，１１０人となっており、平均従業員数は１社当たり約２６人と小規模な事業所が多い状況にある。

一方、小売業の状況は、直近の商業統計数値で、事業所数は平成２８年３１７箇所、従業員数は１，５６４人となっているが、過去の推移に注目すると店舗数は減少傾向にある。卸売業においても、事業所数は３６箇所、従業員数は２２０人になっているが、こちらも事業所数、従業員数ともに減少傾向にある。

市内の中小企業において、人材不足や後継者不足は大きな課題であるが、こうした状況に追い打ちをかけるように、令和２年度からの新型コロナウイルス感染症が流行し、企業を取り巻く社会的・経済的環境はさらに厳しさを増した。

この状態を放置すると、市内の産業基盤が崩れかねない懸念も生じる。中小企業者の生産性を一律的に底上げすることで、人手不足に対応した事業基盤の構築を促すとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題と言える。

そこで、当市としては、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展に繋げていくこととした。

（２）目標

海津市では、人口減少が進む中、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、中小企業者が前向きに設備投資又は賃上げの促進を図り、労働生産性の飛躍的な向上を図ることを目的とした「先端設備等導入計画」を中小企業者に提案してもらうべく、市報・ホームページ等で広く周知を図るものとする。

また、認定支援機関をはじめとする各種支援団体と連携し、市内の中小企業者

の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、計画期間中に１５件の先端設備等導入基本計画の認定を行うことを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

中小企業者へ先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定された中小企業者の労働生産性が、年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

海津市の主な産業は、農業を別とすると、「製造業」「卸売業」「小売業」「建設業」「サービス業」等と非常に多岐に渡り、多様な業種が市内の経済・雇用を支えていることが判る。

これらの業種の中小企業者全てにおいて、生産性向上を実現に向かわせる必要がある。したがって、多種多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等の全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

海津市の中小企業者の事業所は、輪中地帯、中山間地、国道２５８号線沿い、市街地周辺部等、各地域の立地特性に根付いて広域的に立地している。これらの全ての地域で、広く事業者の生産性向上の取組みを支援するのが本市の目標であるため、本計画の対象地域は市内全域とする。

（２）対象業種・事業

海津市の産業は、製造業、卸売業、小売業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする業種は市内に存在する中小企業が営む全ての業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組も新製品の開発、設備及びＩＴ導入による業務の効率化、省エネの推進など多種多様であり、これが海津市の地域活性化に著しく寄与するものと想定されるため、本計画において対象とする事業は、年３％以上の労働生産性向上を見込む全ての事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が定める基本方針に基づき「原則２年間年」

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

計画認定を受けた日から、３年間、４年間又は５年間とするものとする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

１、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮すること。

２、反社会的勢力との関係が認められるものについては認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮すること。

３、市税を滞納している法人は認定の対象としないなど、公租公課の公平性に配慮すること。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。